

答申第 872 号

諮問第 1539 号

件名：相談整理簿の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 3 月 25 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 4 月 10 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

情報公開制度は、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

セクシャル・ハラスメントの案件の事実部分のみ公開をしても、誰の案件かが特定されないように個人情報の部分のみを開示をしなければ、当事者に何ら不利益が生ずるとは考えられないし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもない。

公正で民主的な県政を行っていることを示すうえで、職員の不祥事についての処分の検討も厳正に行っていることを公開すべきであり、開示請求文書の個人に関する情報を除いた部分の開示を求めるものである。

##### イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

このような重大事件は、統計的な情報としてセクシャル・ハラスメントの態様及び対処結果として事件を公開し、処分の公平性を担保すべきである。

悪質なセクシャル・ハラスメントに対し、根拠のない「正確な情報収

集に協力しなくなるおそれ」で非開示とすることは、著しく公平性を欠くと言わざるを得ない。

今後、セクシャル・ハラスメントを受けた被害者が、訴えても事件がどうせ握りつぶされるだけだと考えて、セクシャル・ハラスメントの事件を訴えなくなる恐れがある。

「正確な情報収集に協力しなくなるおそれ」があるというならば、過去の具体的事例を示しながらその理由とすべきである。

「正確な情報収集に協力しなくなるおそれ」よりも「訴えても事件がどうせ握りつぶされるだけだと考えて、セクシャル・ハラスメントの事件を訴えなくなるおそれ」のほうが、より現実的である。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の職員に係る苦情の申出及び措置状況を記載した「相談整理簿」である。

なお、相談整理簿とは、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成 11 年 3 月 31 日付け 11 人第 79 号参事通知。以下「要綱」という。）に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応する職員（以下「相談員」という。）が、苦情相談を行う職員（以下「相談者」という。）又は他の職員からの苦情相談内容を記録し、事実関係について把握するために作成する記録簿である。また、苦情相談は、相談者と相談員が面接して行う場合と、電話による場合がある。その様式は、要綱に規定されている。

本件行政文書のうち、相談整理簿（平成 24 年 7 月 23 日）（文書 1）には、相談員の氏名、相談日時、相談者の氏名、性別、所属名及び職名、相談方法並びに面談内容及び措置状況が記載されている。

また、相談整理簿（平成 24 年 12 月 19 日、12 月 27 日）（文書 2）には、相談員の氏名、相談日時、相談者の氏名、性別、年齢及び所属名、相談方法並びに面談内容及び措置状況が記載されており、相談者から提供された文書が添付されている。

そのうち、不開示とした部分は、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名、相談者との面談内容、措置状況並びに相談者から提供された文書（相談員の氏名にあっては、文書 1 に記載されたものに限る。以下「本件不開示部分」という。）である。

#### (2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職

名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）である。

また、本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録され、これらは特定の個人の人格と密接に関連した情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。したがって、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書のいずれにも該当しない。よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当する。

#### (3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書に記載されている本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されており、これを公にすることとなると、今後セクシュアル・ハラスメントの相談者は、相談内容を開示されることを意識して本音を言わなくなるなど、正確な情報収集に協力しなくなるおそれがあり、また、相談を控えることになりかねない。

このように、セクシュアル・ハラスメントの発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるなど人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、条例第7条第6号に該当する。

## 4 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、要綱の規定により苦情相談を受けた相談員が作成した2件の相談整理簿であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められ

る。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分のうち、同欄に掲げるとおり、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名を条例第7条第2号に、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書を同条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、相談員及び相談者である個人の氏名並びに相談者である個人の性別、年齢、所属名及び職名は、相談者が識別されることとなるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

また、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容、事案に対する措置の状況等が記録されており、これらの内容は、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容を始めとする相談者の心情等を詳細に記録したものであり、相談者の個人の人格と密接に関連した情報であることから、その全体が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ また、本件不開示部分は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。また、本件不開示部分を公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるということとはできず、当該情報

を、同号ただし書ロに該当するとして開示すべきものと認めることはできない。また、相談者は公務員であるが、相談者がセクシュアル・ハラスメントの相談をしたという情報は、職員の職務の遂行に係る情報とはいえない。したがって、本件不開示部分は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、本件不開示部分が同号ただし書ニに該当しないことは、明らかである。

エ したがって、本件不開示部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されており、これを公にすることとなると、今後セクシュアル・ハラスメントの相談者は、相談内容を開示されることを意識して本音を言わなくなるなど、正確な情報収集に協力しなくなるおそれがあり、また、相談を控えることになりかねないとのことである。

当審査会において要綱を見分したところ、第6条において「相談員及び苦情相談に関与した職員は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。」と規定されていることが認められた。加えて、当審査会において実施機関に確認したところ、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口を職員に対して周知する際にも、相談の内容の秘密は厳守する旨を明示しているとのことである。

前記(3)イにおいて述べたとおり、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書には、セクシュアル・ハラスメントに係る相談内容等が詳細に記録されている。

前述したとおり、セクシュアル・ハラスメントの相談制度は相談の内容の秘密が厳守されることが前提であることからすれば、相談の内容を一部でも開示した場合には、相談者の相談制度に対する信頼が失われ、今後、相談者が開示されることを意識してセクシュアル・ハラスメントに係る相談をすることを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>したり、相談をしたとしても詳細な内容に言及することを避けたりすることにより、相談の業務の遂行に支障を

及ぼし、その結果、相談制度が成り立たなくなると認められる。

ウ したがって、本件不開示部分のうち、相談者との面談内容、措置状況及び相談者から提供された文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書 1 相談整理簿（平成 24 年 7 月 23 日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談員の氏名</li> <li>・ 相談者である個人の氏名</li> <li>・ 相談者である個人の性別、所属名及び職名</li> </ul>	第 7 条第 2 号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者との面談内容</li> <li>・ 措置状況</li> </ul>	第 7 条第 2 号 第 7 条第 6 号
文書 2 相談整理簿（平成 24 年 12 月 19 日、 12 月 27 日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者である個人の氏名</li> <li>・ 相談者である個人の性別、年齢及び所属名</li> </ul>	第 7 条第 2 号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者との面談内容</li> <li>・ 措置状況</li> <li>・ 相談者から提供された文書</li> </ul>	第 7 条第 2 号 第 7 条第 6 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.1	諮問（弁明書の写しを添付）
29.12.8	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30.2.5 (第542回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30.4.18 (第547回審査会)	審議
30.5.24 (第549回審査会)	審議
30.6.14	答申